

「女性・平和・安全保障に関する行動計画案（第2稿）にかかる意見募集」  
の取り纏め結果について

平成31年3月22日  
外務省

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：平成31年1月11日（月）～2月6日（木）
- (2) 募集方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）
- (3) 意見提出方法：電子政府窓口（e-Gov）の意見提出フォーム，電子メール，FAX

2. 提出件数：34件

3. 提出された意見の概要と応答

(1) 行動計画案全体について

	ご意見の概要	回答
1	ジェンダーの和訳を「男女比較に基づく」，「男女共同参画の視点」「男女比較手法」と工夫しているが，特に日本語の「男女共同参画」という言葉は国内でしか通じない曖昧な概念のため，国際的に通用するよう「ジェンダー」に修正すべきではないか：(2件)	用語「ジェンダー」は，女性の権利・地位向上等に関連する分野では一般的に使われますが，現時点で必ずしも広く一般的に使われているとは言い難いため，国民により分かりやすくする観点から，文脈に沿い個別に日本語で記すこととしました。
2	原語で Sexual and Gender Based Violence(SGBV)に対して「性的及び性別に基づく暴力」と翻訳になっているが「性的」，の部分は良いとしても，GBVは性別に基づく暴力ではなく、社会的・文化的な性別の理解をベースにした暴力であるため、「ジェンダーに基づく暴力」のほうが正確な訳のため修正を提案。(1件)	用語「ジェンダー」は，女性の権利・地位向上等に関連する分野では一般的に使われますが，現時点で必ずしも広く一般的に使われているとは言い難いため，国民により分かりやすくする観点から，現在の表現にいたしました。
3	注8に「ジェンダー」の定義が明	今後ともより分かりやすい行動計

	記されたのは大変良いことと評価 (1件)	画となるよう工夫をしております。
4	注8の「人間には生まれつきの生物学的性差(セックス/sex)」は現在の学術的水準からすると「人間には出生時に与えられる性別(セックス/sex)とするべきではないか(1件)	定義については、第4次男女共同参画基本計画において用いられているものを踏襲しました。
5	3.「日本の取り組み」(1)末尾「そのために専門家(市民社会及びNGOの代表を含む)、とりわけ女性団体と協力して2015年に第一次行動計画を策定し」について、市民社会との協力を政府が真に重視するのであれば、「4.行動計画の基本的考え方」において、市民社会、NGOの意味ある参加が不可欠であり、制度的に保障する旨を明確に書き込むべきではないか。(2件)	市民社会・NGOの意味のある参加の重要性については、政府としても認識しており、行動計画の実施において御指摘を踏まえてまいりたいと考えております。
6	国連平和維持活動(PKO)やPKOではなく、国連PKOと統一すべきではないか(1件)	文脈に応じて表記を見直しました。
7	その他：全体の誤字脱字や、編集ミスによる空白「てにおは」についての修正提案(4件)	御指摘を踏まえ修正を反映させます。

(2)「序文」について

	ご意見の概要	回答
1	序文において、「国際の平和と安全の維持及び人権の尊重は、切り離すことのできない国連設立の理念である。」と記載されているが、未だに日本に対する敵国条項が厳然	今回の意見募集の趣旨とは異なりますが、ご意見は参考にいたします。

	と残されている状況。「国連の言うことには盲目的に従ってきている」政府や省庁には疑問を持っている。今回のような行動計画にヒトモノカネを費やす前に「敵国条項」を外すよう国連に働きかけてほしい。(1件)	
2	1325号NAPの報告をCEDAW GR30と関連付けていることを評価。(2件)	CEDAW(女子差別撤廃条約)の勧告30も踏まえ1325号の中身を引き続き実施してまいります。
3	基本的な考え方に市民社会との対話が含まれていることを評価する。(2件)	引き続きNGOを含む市民社会との対話を実施してまいります。

(3) 「I. 参画」について

	ご意見の概要	回答
1	女性を保護すべき被害者に限定せず、自ら状況を変えることができる変革者として表現を追加していることは評価できる。また、女性の「意味のある参加」という表現は、数字合わせや形だけの参加にとどめないという意思表示として評価できる。(2件)	被害者に限定せずに、平和の主体者として活躍できるよう、経済エンパワメント実施事業や和平交渉等の人材育成支援などを含め、引き続き女性の意味のある参画の実施を行ってまいります。
2	目標4の「参画」の「意義と狙い」の「国内の安全保障・外交」から「安全保障・防衛・外交政策」に変更になったことに対して：「国内の安全保障」の方が曖昧だが幅広く解釈可能な言葉。現実に市民社会の関与や情報公開を踏まえると限定的な用語に変更するのは反対である。(1件) 「安全保障」と別に「防衛」とい	範囲を狭める趣旨ではなく、より広範囲にわたって決議1325号の趣旨を踏まえた政策を実施していくため現在の表現としております。

	う言葉を新たに入れる必要性や理由は何か。また、防衛上のどのような政策を指すのか。(2件)	
3	「参画」目標2具体策6「日本人女性が国連等の国際機関や国連ミッション等のポストに就くよう積極的に支援」について、日本人女性がポストを得ることが「和平プロセスへの女性参加」という目標に結びつかないため、適切ではないため削除すべきではないか。(1件)	国連の日本人職員の約6割が女性です。一方、国連全体で女性職員は約4割にとどまっています。和平プロセスを含めた国連の活動において女性の参画を高めるに当たり、日本人女性職員の更なる活躍が期待されます。
4	具体策3で「安保理決議1325号及び関連決議の実施のための行動計画の周知広報」とあり、その指標が「当該周知広報の状況」と記されているが、具体策と指標の表現はほぼ同義である。「周知広報」という行為(Activity/Input)の結果を測る指標ならば「どの程度の人たちに周知されたのか」「周知した結果どのような効果があったのか」(Outcome)を測るべきである。(1件)	周知広報の効果(Outcome)を測るのは技術的に膨大な作業、時間、人員の投入及び多大な予算が見込まれることから、御指摘については次の改訂版の際に改めて検討したいと思います。
5	具体策3「安保理決議1325号及び関連決議の実施のための行動計画の周知広報」について、中央省庁以外の地方自治体やNGO等を入れるべき。日本では、認定数こそ少ないものの、難民申請者は増加しており、その中には、アフガニスタンなど自国が紛争下にあるために逃れてきた女性たちも少なくない。とくに、ムスリムの女性は、外出することがままならない	中央省庁以外の地方自治体を含めた主体につきましては、本計画の実施に際して検討してまいりたいと考えます。一方で、自治体やNGOに対して地域での普及が進むよう様々な機会に協力依頼等を含め広報周知に努力してまいります。

	<p>ため問題が可視化されていないが、千葉県の四街道市、群馬県の館林市、伊勢崎市などはムスリムの集住地域があり、自国で安全が保障されないことを理由に移住してきた女性たちもいる。しかし、彼女たちの保健サービス等へのアクセスやコミュニティ内でのGBVの問題はほとんど着目されていない。地域の住民でもある難民等と直接関わる自治体やNGOに対して、1325やNAPの「ローカル化」（地域での普及）が必要ではないか。（1件）</p>	
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(4) 「II. 予防」について

	ご意見の概要	回答
1	<p>目標5具体策3の国内の女性・市民社会の参画、平和教育が含まれたことを高く評価</p>	<p>引き続き女性・平和・安全保障に資する活動への国内での支援も努力してまいります。</p>
2	<p>目標5の具体策3に、平和教育の促進が挙げられ民間活動の支援状況が指標とされているが、民間活動と称して特定の政治活動を行なっている団体への支援を行わないようなチェック体制が必要ではないか（1件）</p>	<p>本行動計画に基づく平和教育のための民間活動への支援にあたっては、安保理決議1325号及び関連決議に即した教育であることを基準に判断の上、実施してまいります。</p>

(5) 「III. 保護」について

	ご意見の概要	回答
1	<p>目標1の具体策に関係府省庁が包括的に含まれていることを高く評価する。（1件）</p>	<p>引き続き関係省庁で連携し、包括的に実施の努力をしてまいります。</p>
2	<p>「性的搾取・虐待（SEA）」を明示的に追加したのは評価できる。（1件）</p>	<p>我が国はこれまで国連フィールド支援局（現活動支援局）を通してSEA撲滅のためのオンライン教育等へも</p>

		<p>拠出をしており、引き続き貢献してまいります。</p>
3	<p>目標2と目標3で、あえて「紛争の影響下」と「人道上の危機的状況下」と分けて記述する必要な内ではないか。紛争であれ災害であれ、GBVリスク軽減と対策は必要であるため、目標2と目標3を合わせて「紛争の影響下や人道上の危機的状況下」と表現を統一したほうが良い。また、支援者とPKO要員による性的搾取虐待（SEA）防止と対応については目標5に移動をしたほうが整理がつくのではないか（2件）</p>	<p>御指摘を踏まえて検討した結果、目標2と3を別々に分けるのでは無く統合して記載することにし、また、支援関係者や国連PKO要員による性的搾取虐待（SEA）は目標5に移動することしました。</p>
4	<p>「保護」目標5（4と誤記載）具体策1について「人道・開発支援活動に従事する要員」とは、一般的な国際機関やNGO職員を指しているのか？それとも外務省の資金を得て活動する国内NGOのことか？後者とすれば、加害者の処罰については、PKO派遣要員と同じく具体策3が適応になるのか？混乱を招くため項目を分けるなど明確に記述されたい。また、ここでも「SEA」の概念を使うべきではないか。（2件）</p>	<p>「人道・開発支援活動に従事する要員」とは国際機関や国際NGO、現地のNGO、日本のNGO、JICAや政府職員、民間の企業等も含め、支援に関わる全ての人々を含みます。国内の関係者については日本政府自身が研修を行っていますが、国際機関や現地関係機関の行う研修を支援するという形で国外の関係者への研修も行っています。また、SEAについては目標にまとめて記載させていただいています。</p>
5	<p>目標1，具体策3、目標2、目標3、目標4については、JPFの追記を検討されたい（1件）</p>	<p>本行動計画において、実施主体に政府関係組織としているため、JPFについては明記していませんが、政府の資金を活用した活動については行動計画の実施段階で可能な限り連携してまいります。</p>
6	<p>目標4具体策5に「日本に保護を求める難民への包括的保護制度の</p>	<p>御指摘の点につきましては、本行動計画の範囲から外れていますが、今</p>

	確立の検討」とあるが、難民に該当しない不法入国者を選定する仕組みを同時に確立していただきたい。(1件)	後の参考にさせていただきます。
7	人道危機下での支援者による性的搾取・虐待、性暴力の日本政府内の加害者処分の方向性が示されることが望まれます。(2件)	支援者、派遣要員はすべて含まれるため、支援に関係する政府職員もすべて含まれており、仮に政府関係者が加害者になった場合は、適切に対応してまいります。この点については目標5具体策3に記載されていません。

(6) 「IV. 人道・復興支援」について

	ご意見の概要	回答
1	人道復興支援の意義と狙いの中にある、「支援の実施に当たっては、種々のガイドライン <sup>17</sup> に沿って」とあるが、スフィアプロジェクトの注部分に、MISP (Minimum Initial Service Package for Reproductive Health、注「InterAgency Working Group on Reproductive Health in Crisis が定めた性暴力サバイバーへの対応や緊急産科・新生児ケア等救命サービス等緊急時初期対応に最低限必要なリプロダクティブ・ヘルスサービスパッケージ) も含めていただきたい (1件)	御指摘の点につきまして、関連するガイドラインとして追記いたします。
2	目標4具体策1に女性、女兒のセクシャル・リプロダクティブ・ヘル/ライツ (SRHR) を確保し、のあとに「MISP (性暴力サバイバーへの対応や緊急産科・新生児ケア等救命サービス等緊急時初期	御指摘の点につきまして、追記いたします。

	対応に最低限必要なリプロダクティブ・ヘルスサービスパッケージ)を実施。」を追加していただきたい (1件)	
--	------------------------------------------------------	--

(7) 「Ⅴ. モニタリング・評価」について

	ご意見の概要	回答
1	モニタリング・評価・見直しの枠組み(23 ページ)目標 2 具体策 7 に、評価委員会は、市民社会及び NGO 等に対し、評価報告書を説明し、意見交換を行う機会を設ける、(24 ページ)目標 3 具体策 2 に、政府は、見直しに当たり専門家、市民社会及び NGO 等との意見交換を行う、といった記述が盛り込まれている。これらは重要なことである。確実に実施してほしい。(3 件)	御指摘の点につきまして、評価委員会からの報告会や、政府との市民社会及び NGO 等との意見交換を適切に実施してまいります。
2	評価委員会に参加する「専門家」に（市民社会及び NGO 等の代表を含む）とするだけでは不十分である。評価委員に入る専門家以外の「1325 号及び関連決議の考え方に沿って活動を行っている市民社会組織」からの意見聴取と協議を、計画のモニタリングと評価、次の改定プロセスにおいて不可欠な手続きとして行うことを明確に書き込むべき。 (5 件)	御指摘の点につきましては、過去 3 年間に実施した「NGO・市民社会との対話の実施」では、実施回数は少なかったものの、評価委員以外の関心のある方も含めて実施しております。また、行動計画の実施団体でありうる NGO 等との意見交換の機会を設けることを含めて検討してまいります。
3	目標 2 具体策 9：政府は、女子差別撤廃条約（CEDAW）や国連人権理事会の普遍的・定期的レビュー（UPR）等の定期報告書において	御指摘の点につきましては、行動計画の実施において検討してまいります。



	行動計画の実施状況を報告する、 に、「市民社会との意見交換を踏まえ」を追加すべきではないか。(1件)	
4	目標3具体策1：政府は委員の提言を踏まえ、行動計画の見直しを行う」から、「委員会の提言および市民社会との意見交換を踏まえ」とすべき(1件)	御指摘の点につきまして、同目標3の具体策2において含まれていると考えております。
5	目標3具体策2：「…意見交換を行い、その結果も踏まえ、説明責任をとまなう決定を行う」とすべき(1件)	御指摘の点につきましては、追記はいたしません、実施において適切に対応してまいります。
6	モニタリング・評価・見直しについては、4年後の改定となったことについては現実的であろうと思われれます。	4年後の改定に向けて準備してまいります。

(了)